

## 会議の概要

議長

定刻になりましたので、ただ今から平成29年7月、第16回総会を開会いたします。なお、本日の会議において農業委員会等に関する法律第29条により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。

出席農業委員会委員は、14名中14名出席、定足数に達しており、総会は成立しております。

出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は8名です。

開会時間は午後1時31分です。

質疑等は、挙手の後、許可を得て、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方はマナーモードに切り替えるか電源をお切りいただきますようお願いいたします。

続きまして、日程1 議事録署名委員の指名ですが、席次の順により逐次署名委員とすることとなっております。議席番号5番森委員、6番田端委員をお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程2 議案第1号 農地法第3条第2項第5号における別段の面積の設定について上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局

議案第1号 農地法第3条第2項第5号における別段の面積の設定について内容説明をいたします。

本件につきましては、国の指導によりまして、別段の面積を定めているかいないかに関係なく、農業委員会は年に1度、この面積について協議することを求められております。

まず、法律上の下限面積については、都府県は50aと定められていますが、小川町においては、八和田地区を除きます3地区、小川・大河・竹沢地区において別段の面積を現行30aに設定しております。今般の総会にご提案します小川・大河・竹沢地区の面積については、農地法施行規則第17条第1項を適用しまして、現行同様30aの設定を提案するものです。

設定の根拠について申し上げますので、次のページの参考資料、「農家台帳による経営耕地面積毎の経営体数」の一覧表をご覧くださいと思います。この表につきましては、各地区における経営面積別の農家数の一覧になっています。経営面積の少ない農家数から全体の4割の農家がどの経営面積に該当するか。これによりますと小川・大河・竹沢地区は30a以下の農家が4割を超えております。よって、この3地区については、30aの別段の面積を設定したいというものでございます。

なお、八和田地区農家の経営体数が4割を超えるのは経営耕地面積

が50a以下となるため、別段の面積を設定することなく法律上の下限面積50aが適用されるものでございます。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。質疑がある方は挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長 それでは採決にはいります。議案第1号について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号 について、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、日程3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書審議についてを上程いたします。

申請番号1番について事務局より説明願います。

事務局 それでは、議案第2号申請番号1番について説明いたします。

(申請番号1番の内容について、記載事項を読み上げる。)

調査区は、大河地区になります。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは、議案第1号申請番号1番の現地調査について、大河地区担当委員より報告をお願いします。

2番 議席番号2番岡本が調査報告します。現地調査は、7月24日午前9時00分から、大河地区農業委員4名と推進委員2名で行いました。申請場所ですが、県道熊谷小川秩父線を東秩父村方面へ向かい松郷峠入口交差点を左折し、約400m進んだところをさらに左折し、南に約250m進んだ右側になります。周囲は住宅が道沿いに並んでおります。現地は作付はされていませんが、きれいに保全管理されております。特に問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 特にないようですので、採決いたします。議案第1号 申請番号1番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第2号 申請番号1番について、原案のとおり可決いたします。

続きまして日程4 議案第3号農地所有適格法人の事業状況報告に伴う要件の確認についてを上程いたします。なお、本法人は、議席番号7番 田下三枝子委員が役員の農地所有適格法人に関する件となります。農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いします。

(議席番号7番 田下委員退席)

それでは、事務局より説明願います。

事務局

議案第3号 農地所有適格法人の事業状況報告に伴う要件の確認について説明いたします。

本件につきましては、農地法第6条の規定に基づき、法人から報告を受け、農地所有適格法人の4要件(法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件)を満たすか毎年、確認をお願いするものです。

今回1法人から報告がありました。

[主たる事務所の所在地] ○○○○、[法人の名称] ○○○です。

(議案内容を説明)

1点目、法人形態要件についてですが、ページ左上、法人形態をご参照ください。当該会社は非公開の株式会社でありまして、また、会社の定款を見ますと、株式譲渡制限がある会社になっております。この株式譲渡制限がある株式会社というのは要件を満たすうちの一つの形態であります。

2点目、事業要件についてですが、主たる事業が農業であることが必要です。この判断については、年間の総売上高の過半が農業及びそれに関連する事業である必要があります。ページ左下、売上高欄をご参照ください。農業 ○○○○円に対し、その他事業 ○○○○円であり、年間総売上高の過半が農業及びそれに関連する事業であります。

3点目、構成員要件についてですが、株式会社における構成員は株主となっております。ページ右上、構成員数欄をご参照ください。構成員たる要件のうちの一つとして、農地提供者①ほかがございます。本件は株主2名が、要件を満たすうちの一つである原則年間150日以上の農業常時従事者であります。

4点目、役員要件についてですが、役員の過半が原則年間150日以上の農業の常時従事者であることとされております。

ページ右下、業務執行役員数欄をご参照ください。本件は、役員2名全員が農業に常時従事する構成員であります。

本件は4要件を満たすものと判断されます。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長 質疑がないようですので、採決いたします。議案第4号について、「農地所有適格法人要件を満たす」と思われる方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第4号について「要件を満たす」と判断いたします。

それでは、審議終了ですので議席番号7番田下委員の審議参加を許可します。

(議席番号7番田下委員着席)

議長 続きまして、日程第5議案第4号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について上程いたします。

申請番号1番について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案第4号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認についてです。本件は東松山税務署長から、特例を受けている農地等のすべてについて、一筆ごとに利用状況等を回答して欲しいという依頼によるものです。この回答ですが、利用状況の区分として、「1自ら所有し、自ら農地等として使用している 2自ら農地等として使用していない 3譲渡等により、現在所有していない 4その他」いずれか一つ該当する所に○をつけるというものでございます。それでは、申請番号1番について説明いたします。

(申請番号1番の記載事項を読み上げる。)

調査区につきましては、小川地区になります。以上です。

議長 それでは、議案第4号申請番号1番の現地調査結果について、調査地区の小川地区担当委員より報告をお願いします。

小川 (内野 小川地区推進委員内野が調査報告します。

現地調査は、7月22日午前9時00分から、小川地区農業委員2名と推進委員2名で行いました。○○○○は里芋、キュウリが作付されており1番と考えます。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。質疑がある方は挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長 それでは採決に入りたいと思います。申請番号1番の○○○○は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 全員挙手ですので、〇〇〇〇は1番に該当することにいたします。  
続きまして、申請番号2番について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、申請番号2番について説明いたします。  
(申請番号2番の記載事項を読み上げる。)  
調査区につきましては、小川地区になります。以上です。

議長 それでは、議案第4号申請番号2番の現地調査結果について、調査地区の小川地区担当委員より報告をお願いします。

小川 (粟生田) 小川地区推進委員粟生田が調査報告します。現地調査は、7月22日午前9時00分から、小川地区農業委員2名と推進委員2名で行いました。〇〇〇〇はトウモロコシが作付されていました。〇〇〇〇は梅が作付されていました。〇〇〇〇は水稻が作付されていました。〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇は大豆が作付されていました。〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇も大豆が作付されていました。〇〇〇〇は耕耘されていて、作付可能な状態になっていました。〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇は大豆が作付されていました。以上全て1番と考えます。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。質疑がある方は挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長 それでは採決に入りたいと思います。申請番号2番の〇〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 全員挙手ですので、〇〇〇〇は1番に該当することにいたします。  
続いて〇〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 全員挙手ですので、〇〇〇〇は1番に該当することにいたします。  
続いて〇〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 全員挙手ですので〇〇〇〇は1番に該当することにいたします。

続いて〇〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、〇〇〇〇は1番に該当することにいたします。  
続いて〇〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、〇〇〇〇は1番に該当することにいたします。  
続いて〇〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、〇〇〇〇は1番に該当することにいたします。  
続いて〇〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、〇〇〇〇は1番に該当することにいたします。  
続いて〇〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、〇〇〇〇は1番に該当することにいたします。  
続いて〇〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、〇〇〇〇は1番に該当することにいたします。  
続いて〇〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、〇〇〇〇は1番に該当することにいたします。  
続いて〇〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、〇〇〇〇は1番に該当することにいたします。

続いて〇〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、〇〇〇〇は1番に該当することにいたします。  
続いて〇〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、〇〇〇〇は1番に該当することにいたします。  
続きまして、申請番号3番について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、申請番号3番について説明いたします。  
(申請番号3番の記載事項を読み上げる。)  
調査区につきましては、小川地区になります。以上です。

議長

それでは、議案第4号申請番号3番の現地調査結果について、調査地区の小川地区担当委員より報告をお願いします。

1番

議席番号1番清水が調査報告します。現地調査は、7月22日午前9時から農業委員2名推進委員2名で行っております。  
〇〇〇〇は花桃が作付されておりました。〇〇〇〇も花桃が作付されてました。

6番

議席番号6番田端が調査報告します。  
〇〇〇〇は耕耘されていて、作付可能な状態になっていました。〇〇〇〇、〇〇〇〇は野菜が作付されておりました。〇〇〇〇は耕耘されていて、作付可能な状態になっていました。〇〇〇〇は野菜が作付されておりました。〇〇〇〇はささげが作付されておりました。〇〇〇〇はネギが作付されておりました。〇〇〇〇はネギ、里芋が作付されておりました。〇〇〇〇は耕耘されていて、作付可能な状態になっていました。〇〇〇〇は水稲もち米が作付されておりました。〇〇〇〇は水稲が作付されておりました。〇〇〇〇は里芋が作付されておりました。〇〇〇〇は銀杏が作付されておりました。〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇は梅が作付されておりました。〇〇〇〇は栗が作付されておりました。以上、全て1番と考えます。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質疑がある方は挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長

それでは採決に入りたいと思います。申請番号3番の〇〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、〇〇〇〇は1番に該当することにいたします。続いて〇〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、〇〇〇〇は1番に該当することにいたします。続いて〇〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、〇〇〇〇は1番に該当することにいたします。続いて〇〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、〇〇〇〇は1番に該当することにいたします。続いて〇〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、〇〇〇〇は1番に該当することにいたします。続いて〇〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、〇〇〇〇は1番に該当することにいたします。続いて〇〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、〇〇〇〇は1番に該当することにいたします。続いて〇〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)



議長

全員挙手ですので、〇〇〇〇は1番に該当することにいたします。  
続いて〇〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、〇〇〇〇は1番に該当することにいたします。  
続いて〇〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、〇〇〇〇は1番に該当することにいたします。  
続いて〇〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、〇〇〇〇は1番に該当することにいたします。  
続いて〇〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、〇〇〇〇は1番に該当することにいたします。  
続いて〇〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、〇〇〇〇は1番に該当することにいたします。  
続いて〇〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、〇〇〇〇は1番に該当することにいたします。  
続いて〇〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、〇〇〇〇は1番に該当することにいたします。  
続いて〇〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、〇〇〇〇は1番に該当することにいたします。  
続いて〇〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、〇〇〇〇は1番に該当することにいたします。  
続いて〇〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、〇〇〇〇は1番に該当することにいたします。  
続いて〇〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、〇〇〇〇は1番に該当することにいたします。  
続きまして、申請番号4番について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、申請番号4番について説明いたします。

(申請番号4番の記載事項を読み上げる。)

調査区につきましては、八和田地区になります。以上です。

議長

それでは、議案第5号申請番号4番の現地調査結果について、調査地区の八和田地区担当委員より報告をお願いします。

7番

議席番号7番田下が調査報告します。現地調査は、7月22日に行いました。〇〇〇〇は花桃が植えられていました。〇〇〇〇は利用権等は設定しておりませんが、人に貸しているとのことでした。〇〇〇〇は水稲が作付されてきました。〇〇〇〇は野菜が作付されてきました。〇〇〇〇は野菜が作付されてきました。〇〇〇〇は栗が植えられていました。〇〇〇〇は水稲が作付されてきました。〇〇〇〇は利用権等は設定しておりませんが、人に貸しているとのことでした。〇〇〇〇は梅が植えられていました。以上、〇〇〇〇、〇〇〇〇は2番、それ以外は1番と考えます。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質疑がある方は挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長

それでは採決に入りたいと思います。申請番号4番の〇〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の

挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、〇〇〇〇は1番に該当することにいたします。  
続いて〇〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、2番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、〇〇〇〇は2番に該当することにいたします。  
続いて〇〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、〇〇〇〇は1番に該当することにいたします。  
続いて〇〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、〇〇〇〇は1番に該当することにいたします。  
続いて〇〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、〇〇〇〇は1番に該当することにいたします。  
続いて〇〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、〇〇〇〇は1番に該当することにいたします。  
続いて〇〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、〇〇〇〇は1番に該当することにいたします。  
続いて〇〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、2番でよろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、〇〇〇〇は2番に該当することにいたします。  
続いて〇〇〇〇は利用状況の区分について報告のとおり、1番でよ

ろしいかよろしい方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、〇〇〇〇は1番に該当することにいたします。  
続きまして、日程第6議案第5号農地利用集積円滑化事業規程にかかる変更の承認を求めることについて、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第5号農地利用集積円滑化事業規程にかかる変更の承認を求めることについて説明いたします。

本件につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定により町から承認を求められております。詳細につきましては町担当者から説明いただきます。

町農政

町の農林政策担当です。これは、農業協同組合法の一部を改正する等の法律により、農業委員会等に関する法律及び農業協同組合法が一部改正され、施行されたことに伴い変更するものです。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質疑がある方は挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長

それでは採決に入りたいと思います。議案第5号について資料のとおり変更することについての承認に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員挙手ですので、議案第5号について承認ということで町へ回答いたします。

続きまして、日程第7報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届け出について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届け出について報告いたします。

(申請番号1番の内容を報告する。)

これにつきましては、会長専決により書類を受理しました。以上です。

議長

ただ今の報告第1号について、質問、意見ございますか。

(質問・意見なし)

議長

特にないようですので、報告案件ですのでご了解ください。

続きまして、日程8 報告第2号について、事務局より説明をお願い

いたします。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について報告いたします。

(申請番号1番から2番の内容を報告する。)

これにつきましては、会長専決により書類を受理しました。以上です。

議長

ただ今の報告第2号について、質問、意見ございますか。

(質問・意見なし)

議長

特にないようですので、報告案件ですのでご了解ください。

続きまして、日程9 報告第3号について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

報告第3号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について報告いたします。

(申請番号1番の内容を報告する。)

これにつきましては、会長専決により書類を受理しました。以上です。

議長

ただ今の報告第3号について、質問、意見ございますか。

(質問・意見なし)

議長

特にないようですので、報告案件ですのでご了解ください。

以上で議案はすべて終了しました。

これをもちまして、第16回小川町農業委員会を閉会します。

閉会時間午後3時45分です。